

旭川公共職業安定所発表  
令和6年1月15日(月)

担	旭川公共職業安定所
当	所長 杉本 真一 統括職業指導官 池田 亜希子 電話 0166 (51) 0176 (内線31#)

## 令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

旭川公共職業安定所(所長 杉本 真一)では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(令和5年6月1日現在)の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

- |   |
|---|
| I 65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況<br>65歳までの雇用確保措置を実施済の企業は100.0% (変動なし)  |
| II 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況<br>70歳までの就業確保措置を実施済の企業は40.1% (対前年3.5ポイント増加)  |
| III 企業における定年制の状況<br>65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は41.0% (対前年1.8ポイント増加)   |
| IV 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況<br>① 66歳以上まで働ける制度のある企業は52.9% (対前年4.4ポイント増加)<br>② 70歳以上まで働ける制度のある企業は51.1% (対前年4.7ポイント増加) |

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」においては、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を、講じるよう企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業763社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

今後とも、生涯現役社会の実現に向けて、これらの措置を実施していない企業に対して、必要な指導及び助言を実施していきます。

## **1 高年齢者雇用確保措置の実施状況**

### (1) 全体の状況 <<表 1 >>

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)を実施済の企業の割合は100.0% (変動なし) となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.0% (変動なし) となっている。

### (2) 雇用確保措置の内訳 <<表 2 >>

雇用確保措置を実施済の企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業の割合は4.7% (対前年0.8ポイント増加) となっている。
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業の割合は36.3% (対前年1.0ポイント増加) となっている。
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業の割合は59.0% (対前年1.8ポイント減少) となっている。

### (3) 継続雇用制度の内訳 <<表 3 >>

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業のうち、

- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業の割合は88.0% (対前年0.9ポイント増加) となっている。
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)の割合は12.0% (対前年0.9ポイント減少) となっている。

## **2 高年齢者就業確保措置の実施状況**

就業確保措置を実施済の企業の割合は40.1% (対前年3.5ポイント増加) となっている。

<<表 4 >>

## **3 企業における定年制の状況**

定年を65歳以上とする企業の割合は41.0% (対前年1.8ポイント増加) となっている。<<表 5 >>

## **4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況**

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の割合は52.9% (対前年4.4ポイント増加) となっている。<<表 6 >>

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は51.1% (対前年4.7ポイント増加) となっている。<<表 7 >>

# 高齢者雇用確保措置の実施状況等

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	763	0	763
	(763)	(0)	(763)
	100.0%	0.0%	100.0%
31人以上	543	0	543
	(534)	(0)	(534)
	100.0%	0.0%	100.0%
	(100.0%)	(0.0%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

(参考:北海道)

(社、%)

	①実施済み	②未実施	合計(①+②)
企業数	9,307	9	9,316
	(9,266)	(8)	(9,274)
	99.9%	0.1%	100.0%
31人以上	6,860	2	6,862
	(6,854)	(2)	(6,856)
	99.9%	0.1%	100.0%
	(99.9%)	(0.1%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※本集計は、小数点第2位以下を四捨五入しているが、実数が1以上の割合が0.0%にならないよう端数処理を行っている。

表2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
企業数	36	277	450	763
	(30)	(269)	(464)	(763)
	4.7%	36.3%	59.0%	100.0%
31人以上	19	194	330	543
	(14)	(183)	(337)	(534)
	3.5%	35.7%	60.8%	100.0%
	(2.6%)	(34.3%)	(63.1%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は65歳以上の定年の定めを設けている企業、「③継続雇用制度の導入」は定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員65歳以上の継続雇用制度	②基準該当者65歳以上の継続雇用制度	合計(①+②)
企業数	396	54	450
	(404)	(60)	(464)
	88.0%	12.0%	100.0%
31人以上	280	50	330
	(280)	(57)	(337)
	84.8%	15.2%	100.0%
	(83.1%)	(16.9%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は表2の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計④(①~③)
	定年廃止	定年の引き上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
企業数	306	36	28	242	0	16	441	763
	(279)	(30)	(23)	(226)	(0)	(17)	(467)	(763)
	40.1%	4.7%	3.7%	31.7%	0.0%	2.1%	57.8%	100.0%
31人以上	210	19	18	173	0	8	325	543
	(184)	(14)	(15)	(155)	(0)	(13)	(337)	(534)
	38.7%	3.5%	3.3%	31.9%	0.0%	1.5%	59.9%	100.0%
	(34.5%)	(2.6%)	(2.8%)	(29.0%)	(0.0%)	(2.4%)	(63.1%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

表5 企業における定年制の状況

(社、%)

	定年制の 廃止	定年制あり						65歳以上 定年合計 (定年制の 廃止を含む)	報告した 全ての企業
		60歳未満	60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上		
企業数	36	0	438	12	236	13	28	313	763
	(30)	(0)	(458)	(6)	(233)	(13)	(23)	(299)	(763)
	4.7%	0.0%	57.4%	1.6%	30.9%	1.7%	3.7%	41.0%	100.0%
	(3.9%)	(0.0%)	(60.0%)	(0.8%)	(30.5%)	(1.7%)	(3.0%)	(39.2%)	(100.0%)
31人 以上	19	0	319	11	168	8	18	213	543
	(14)	(0)	(331)	(6)	(157)	(11)	(15)	(197)	(534)
	3.5%	0.0%	58.7%	2.0%	30.9%	1.5%	3.3%	39.2%	100.0%
	(2.6%)	(0.0%)	(62.0%)	(1.1%)	(29.4%)	(2.1%)	(2.8%)	(36.9%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。  
 ※「65歳以上定年」は、表2の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。  
 ※「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②66歳以上 定年	③希望者全員 66歳以上 継続雇用	④基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤その他66歳 以上まで 働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した 全ての企業
(30)	(36)	(132)	(98)	(74)	(198)	(296)	(370)	(763)	
4.7%	5.4%	16.8%	15.3%	10.7%	26.9%	42.2%	52.9%	100.0%	
	(3.9%)	(4.7%)	(17.3%)	(12.8%)	(9.7%)	(26.0%)	(38.8%)	(48.5%)	(100.0%)
31人 以上	19	26	92	81	65	137	218	283	543
	(14)	(26)	(88)	(69)	(53)	(128)	(197)	(250)	(534)
	3.5%	4.8%	16.9%	14.9%	12.0%	25.2%	40.1%	52.1%	100.0%
	(2.6%)	(4.9%)	(16.5%)	(12.9%)	(9.9%)	(24.0%)	(36.9%)	(46.8%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。  
 ※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。  
 ※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。  
 ※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	①定年制の 廃止	②70歳以上 定年	③希望者全員 70歳以上 継続雇用	④基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤その他70歳 以上まで 働ける制度	合計① (①～③)	合計② (①～④)	合計③ (①～⑤)	報告した 全ての企業
(30)	(23)	(131)	(95)	(75)	(184)	(279)	(354)	(763)	
4.7%	3.7%	17.0%	14.7%	11.0%	25.4%	40.1%	51.1%	100.0%	
	(3.9%)	(3.0%)	(17.2%)	(12.5%)	(9.8%)	(24.1%)	(36.6%)	(46.4%)	(100.0%)
31人 以上	19	18	94	79	64	131	210	274	543
	(14)	(15)	(87)	(68)	(52)	(116)	(184)	(236)	(534)
	3.5%	3.3%	17.3%	14.5%	11.8%	24.1%	38.7%	50.5%	100.0%
	(2.6%)	(2.8%)	(16.3%)	(12.7%)	(9.7%)	(21.7%)	(34.5%)	(44.2%)	(100.0%)

※( )内は、令和4年6月1日現在の数値。  
 ※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。  
 ※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。  
 ※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しませんのでご注意ください